

〔事案 26-38〕 入院給付金支払請求

・平成 26 年 9 月 19 日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める「入院」に該当せず入院給付金が支払われないことを不服として、その支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 9 月から同年 12 月まで、頸椎症・心臓神経症の治療のために入院したので、平成 19 年 10 月に契約した総合医療保険にもとづいて入院給付金を請求したところ、約款に定める「入院」に該当しないとして支払われなかった。

しかしながら、以下のとおり、入院の必要性があったので入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 入院治療が必要であるとの医師の判断により、入院を余儀なくされたものである。
- (2) 自分は自傷行為を何度か行っており、親族に付き添われて通院していたが、医師の診断と自殺行為が予見されるとの親族の助言により入院に至ったものである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の入院治療は、全期間約款上の入院の定義に該当しないので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 診断書・診療録等の資料を検討した結果、申立人は入院当初から外来通院が可能であり、治療内容も入院して行う必要のないものであった。
- (2) 入院中の外出が可能であり、退院時期も患者である申立人の判断にもとづくものと考えられる。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立人の入院には客観的・合理的な必要性・相当性があったとは言えず、通院による治療が可能であったと判断でき、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 頸椎症の入院治療について

以下の理由により、入院の必要性があったとは認められない。

- (1) 一般に、頸椎症で入院治療が必要となる場合は、体動困難等により外来通院での治療が困難な場合か、手術適応となるような神経学的異常が認められる場合である。
- (2) 申立人が受けた MR I 検査の結果によると、緊急に手術等が必要とされるほどの神経学的異常が認められる重篤な状態であるとはいえず、また、記録上、申立人が手術を勧められた事実は認められない。
- (3) 入院中の治療内容はいずれも外来通院でも行うことができる内容であり、また、申立人は入院期間中頻繁に外出していたことが認められ、体動困難等により外来通院が困難であったと認めることはできない。

2. 心臓神経症の入院治療について

以下の理由により、入院の必要性があったとは認められない。

- (1) 申立人が受けた心臓 CT 検査の結果によると、申立人に特に明らかな器質的疾患は認め

られない。

- (2) 上記 1. の、入院中における申立人の状態から、入院の必要性があったと認めることはできない。
3. また、入院時に申立人が自殺行為を行うことが予見され、またそれが入院の原因の一つであったとの事実は認められない。